

● 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画

I 計画の期間・位置づけ

「高齢者福祉総合計画」は、墨田区における高齢者福祉施策に関する基本計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画である。また、「第8期介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画である。

両計画は、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、一体的な計画として策定するものであり、3年間を対象期間としている。第8期計画は令和3年度から令和5年度までである。

II 令和4年度（墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画）

1 事業実績

(1) 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実

在宅生活の支援や見守り体制の充実を図り、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるように権利擁護のための取組を進めた。

(1) - 1 地域における支え合いの促進

・生活支援体制整備

(ア) 高齢者生活支援サービスネットワーク連絡会 7回

(イ) 社会資源（交流・通いの場）436件

・高齢者見守りネットワークの充実

(ア) 地域住民や関係機関とのネットワークの充実を図るための連携会議等 632件

(イ) 見守り協力員勉強会 18回

・認知症サポーターステップアップ教室 4回

・オレンジカフェすみだ（認知症カフェ）24回（対面16回・オンライン8回）

延参加者数 467名

・認定オレンジカフェすみだ 1か所 9回 延参加者数 157名

・認知症総合パンフレット（認知症ケアパス）をたんぽぽと一緒に65歳以上の方がいる世帯に配布

(1) - 2 生活支援サービスの提供

・救急通報システム 年度末設置台数 1,089台

・配食みまもりサービス 年度末登録者数 2,485人 延配食数 302,201食

(1) - 3 尊厳ある暮らしの支援

・権利擁護・虐待防止 相談・通報件数 153件

・男性介護者教室 講座4回 参加者数 17人

(2) 介護予防の推進

健康で生きがいを持って地域で生活が送れるよう、自主的にフレイル予防、要介護状態や生活習慣病を予防できるよう支援した。事業実施に当たっては感染症対策を講じながら実施した。地域活動や就労などの社会参加を支援した。

(2) - 1 介護予防・重度化防止

・保健事業と介護予防の一体的な実施

(ア) 通いの場等での普及啓発（書面開催含む） 36カ所 参加者数 394人

(イ) 各圏域で講座の開催 14回 参加者数 177人

・介護予防普及啓発（運動・栄養等教室） 10教室 実参加者数 646人

・地域介護予防活動支援事業

(ア) 介護予防サポーター養成講座

リーダー養成講座（4日制）1回 実参加者数：7人 延参加者数：46人

(イ) 通いの場支援事業 支援団体：9団体 延48回

(ウ) 講師派遣制度 支援団体：1団体 延4回

・地域リハビリテーション専門職による介護予防取組支援 353回

(2) - 2 生きがいがづくり、地域活動の場づくりの支援

・介護支援ボランティア・ポイント制度 活動施設 61施設 登録者数 37人

・シルバー人材センター会員数 1,475人 延就労人数 146,395人

(3) 介護サービスの充実

要介護・要支援認定者が必要な支援を受けられるよう、介護保険制度を適切に運営し、地域密着型サービス等の整備を推進するとともに、介護サービス事業者に対する研修等を実施した。

(3) - 1 介護保険事業の円滑な運営

・高齢者支援総合センター総合相談 6,788件（新規） 15,519件（継続）

・高齢支援総合センター開催地域ケア会議

個別課題解決のための会議 計48回 地域課題解決のための会議 計36回

(3) - 2 介護サービス提供事業者への支援

・介護のおしごと合同説明会 1回開催 参加事業者 23社

・外国人介護従事者日本語学習支援 教室 107回 延参加者数 846人

(3) - 3 介護サービス向上の取組

・介護サービス事業所に対する運営指導 83件 集団指導 3回

(4) 医療との連携強化

医療や介護が必要になっても最期まで住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護関係者の連携を推進するとともに、区民が安心して在宅療養を選択できるよう普及啓発・相談支援を行った。

(4) - 1 医療・介護関係者の連携推進

・在宅医療・介護連携推進協議会 2回 認知症部会 2回

・多職種連携研修の実施 1回

・ケアマネジャー向け研修 2回

・認知症初期集中支援チーム員会議 12回 継続6人 新規17人

(4) - 2 区民への在宅療養相談支援・普及啓発

・墨田区在宅療養ハンドブック 5,000部配布

(5) 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

自らの希望や状況に応じた住まいを確保できるよう、地域と連携して安全・安心に暮らせる住宅を創出するとともに、いつでも安心して入所できる施設等の整備を進めた。

(5) - 1 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目ない支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修（バリアフリー化等）助成 予防改修 202 件、設備改修 81 件 ・家具転倒防止器具取付件数 17 件 ガラス飛散防止フィルム取付件数 9 件
(5) - 2 高齢者が安心して住むことができる環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・都市型経費老人ホーム 7 か所 ・認知症高齢者グループホーム 16 か所 ・特別養護老人ホーム 10 か所

2 事業評価

・事業数及び評価

事業数	評価	A	B	その他
	計画書掲載事業数 132 事業		116 事業	5 事業

A：計画どおり進んでいる場合 B：計画に遅れが生じている場合 その他：計画の見直し等の必要が生じている場合

・評価「B」事業一覧

事業番号	事業名	説明	主管課
2	小地域福祉活動	担い手の不足、コロナ禍の影響などで活動を長期休止していた団体等が解散。継続している団体でも団体の高齢化、コロナ禍で活動を長期休止していたことによる活動継続の悩みなどの課題がある。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、連絡会の実施にかわり、活動の情報共有を目的とした専用ホームページを作成した。	厚生課 社会福祉協議会
17	高齢者見守りネットワークの充実	新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り協力員の活動を縮小しており、登録勧奨が進んでいない。	高齢者福祉課
35	徘徊高齢者家族介護者安心事業	長期で使用してきた方の中に、施設入所者等が出てきており、登録者数が伸びていない。	高齢者福祉課

・評価「その他」事業一覧

事業番号	事業名	説明	主管課
55	介護支援ボランティア・ポイント制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア活動の自粛が見られ、登録者数が減少した。	介護保険課

97	介護軽度者に対するホームヘルプサービス	廃止	介護保険課
98	高齢者軽度生活援助サービス	廃止	介護保険課
119	高齢者等家賃等債務保証制度	事業の実績を上げるため、令和5年度から、利用可能な保証会社の範囲拡充及び助成金額の増額をした。	住宅課

3 目標と実績についての分析

計画に掲載されている132事業のうち、116事業がA評価であり、全体の88%を占めている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも概ね計画どおり施策を推進できている。

一方、コロナ禍の影響により、活動が制限されていた団体等（ふれあいサロン活動地区等）が担い手不足の問題もあり、解散するという事例も発生している。

Ⅲ 令和5年度（墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画）

1 事業計画

- (1) 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実
在宅生活の支援や見守り体制の充実を図り、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるように権利擁護のための取組を進める。
- (2) 介護予防の推進
健康で生きがいを持って地域で生活が送れるよう、自主的にフレイル予防、要介護状態や生活習慣病を予防できるよう支援する。また、地域活動や就労などの社会参加を支援する。
- (3) 介護サービスの充実
要介護・要支援認定者が必要な支援を受けられるよう、介護保険制度を適切に運営し、地域密着型サービス等の整備を推進するとともに、介護サービス事業者に対する研修等を実施する。
- (4) 医療との連携強化
医療や介護が必要になっても最期まで住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護関係者の連携を推進するとともに、区民が安心して在宅療養を選択できるよう普及啓発・相談支援を行う。
- (5) 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保
自らの希望や状況に応じた住まいを確保できるよう、地域と連携して安全・安心に暮らせる住宅を創出するとともに、いつでも安心して入所できる施設等の整備を進める。

2 事業計画に対する考え方

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向けて、地域包括ケアシステムを充実させるための取組をさらに推進する必要がある。

そのために、5つの基本目標（①地域の中で必要とされている生活支援や見守り体制が充実している ②介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる ③多様な介護サービスを必要に応じて利用できる ④医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる ⑤身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択できる）を設定して、各事業を認知症ケアの推進及び感染症対策・災害対策といった視点を取り入れ展開していく。

さらに、第8期計画は令和5年度が最終年度であるため、令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査及び介護サービス事業所調査」の結果を基礎資料とし、第9期計画を策定する。